

令和7年度しいたけ等輸出拡大・PR支援事業業務委託
に関する質問についての回答書

No.	質問内容	回答	回答日
1	<p>業務内容（3） <しいたけに関するこども向け教材の作成> ・食育講座等で使用できるこども向け教材の案はこちらで企画書提出段階で提示する必要はありますか？ また、対象は保育園（幼稚園）、小・中・高どの年齢を対象と想定しておりますか？</p>	<p>・企画書提出の際、案のご提示をお願いします。なお、最終的な掲載内容及び教材の種類等については、県と協議とさせていただきます。対象については、小学生～中学生を想定しております。</p>	
2	<p>業務内容（1） ・東京、大阪、福岡での各県外でのプロモーションでは出展形態として小売店もしくは広場などの催事への出展であくまでも乾しいたけの栽培方法、栄養・効能、戻し方、料理方法を伝える講座や販促活動、乾しいたけ料理フェア等のPRイベント等であり販売はしなくても良いという理解で良いですか？</p>	<p>・仕様書2の(1)⑤にも記載しておりますとおり、新宿みやぎ館KONNEについては、販売会の実施をお願いいたします。その他のイベントについては、必須ではございません。</p>	R7.6.9
3	<p>業務内容（1） ・3回以上の開催のうち1回は大分県椎茸振興協議会と連携して実施するということが、開催方法について単独イベント等をということはどこかのイベントに出展するのではなく単独でイベントを開催するということですか？ ・実施に当たっては、本県で認定している「宮崎県乾しいたけ料理の店」との連携に努めること。とのことですが、料理フェアはマストで行うのでしょうか？</p>	<p>・昨年度は、初めて他県合同での大型イベントへの出展を行いました。今年度は新たな取り組みとして、単独イベントの開催も併せて考えております。 ・東京および福岡についてはそれぞれ認定店があり、連携できるような企画のご提案をお願いしたいところです。しかしながら、連携の内容や方法について指定等はなく、料理フェアの開催は必須ではございません。</p>	